

外国送金を行うお客さまへの「実質的支配者」確認のお願い

弊社では、外国為替及び外国貿易法に基づき、お客さまのご送金が、北朝鮮向けの支払の原則禁止措置に該当しないことを確認させていただいております。

◆北朝鮮向けの支払の原則禁止措置とは

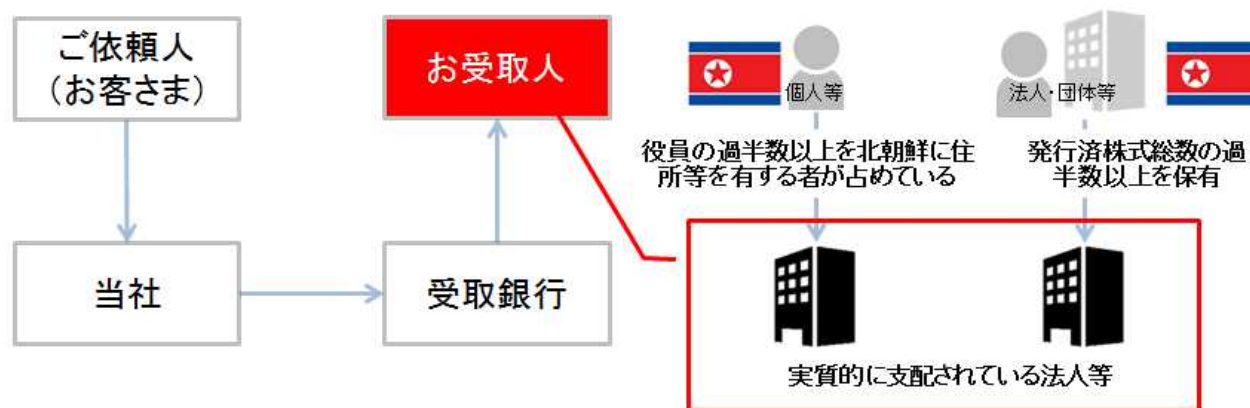
受取人が北朝鮮に住所のある個人・法人等の場合は、送金を原則禁止する措置です。

法人等については、北朝鮮に住所のある個人・法人等によって実質的に支配されている場合にも送金が禁止されています。

◆北朝鮮に住所のある個人・法人等によって実質的に支配されている法人等とは

実質的に支配されている法人等とは、北朝鮮に主たる事務所を有する法人若しくは北朝鮮に住所等を有する者又はこれらの者が、発行済株式総数の過半数以上を保有している場合、役員の過半数以上を北朝鮮に住所等を有する者が占めている場合（50%ルール）等が該当します。

＜「実質的に支配されている法人等」のイメージ＞



◆お客さまへのご協力のお願い

お客さまの知りうる限りにおいて、最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと及び取引相手の関係者（主な株主や取締役）に北朝鮮居住者（個人・法人）がいないことの確認を含めて、「外国送金依頼書（兼支払請求書）兼告知書」の「外国為替及び外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制および「米国 OFAC 規制」に該当しません」および「受取人が法人等の場合、当該受取人の実質的支配者は北朝鮮規制に該当しません。」欄の口チェックボックスにチェックまたはNNK申告をして頂きますようお願い申し上げます。

お客さまのご理解とご協力の程、お願い申し上げます。